

## 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人大阪福祉事業財団  
あさひ希望の里（生活介護・居宅介護）  
あかつきの家（共同生活援助）

（事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方）

■社会福祉法人大阪福祉事業財団あさひ希望の里及びあかつきの家（以下、「事業所」という）は、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法、児童虐待防止法の趣旨を理解し、障害者及び障害児（以下、「利用者」という）に生きがいと安心・安全を提供するという使命感を常に自覚し、利用者に寄り添った支援・福祉サービスを提供していく。

■身体拘束防止に関し、次の方針を定めすべての職員に周知徹底する。

- ①身体拘束は廃止すべきものであり、身体拘束廃止に向けて常に努力する
- ②安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ③身体拘束を許容する考え方はしない
- ④身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない
- ⑤利用者の人権を最優先にする
- ⑥やむを得ない場合、利用者・家族に十分な説明を行って、身体拘束を行う
- ⑦身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らない

（虐待防止委員会に関する事項）

■事業所は、虐待防止及び身体拘束の適正化等を目的として、虐待防止委員会を設置する。

■虐待防止委員会は、年1回以上定期的に開催し次のことを検討・協議する。

- ①虐待防止のための計画づくり
  - ・虐待防止研修の実施、マニュアルやチェックリストの作成実施
- ②虐待防止のチェックとモニタリング
  - ・チェックリストによる自己点検をし、集約し全職員に周知する
- ③虐待発生後の検証と再発防止策の検討
  - ・発生した虐待や身体拘束を検証し、具体的検証と再発防止策の検討及び身体拘束が適切な手続き、方法で行われているかを確認
- ④虐待防止委員会は、管理者・虐待防止委員等で構成する
- ⑤虐待防止担当者は施設長とする。

(虐待防止・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

■事業所は、虐待・身体拘束の防止、権利擁護等の研修を計画的に実施する

(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

■身体拘束を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。なお、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限る。

【やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件】

- ① 切迫性…利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

【やむを得ず身体拘束を行う時の手続き等】

- ① 時間・緊急やむを得ない理由を記載し、利用者及び家族に説明し、同意書を得る
- ② 身体拘束（行動制限）報告書の提出…やむを得ず身体拘束を行った場合は、報告書を速やかに提出する
- ③ 虐待防止委員会の開催…報告書に基づき、身体拘束の検証及び拘束の廃止に向けて検討する

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

■当該指針は、事業所内に掲示するとともに、事業者のホームページに掲載し、利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

この方針は、2022年4月1日より実施する。